

川崎市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改 正 案	改 正 前
第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号ハの規定に基づき、大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準を定めるものとする	第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第3号ハの規定に基づき、大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準を定めるものとする
第2条 水防法第15条第1項第4号ハに規定する条例で定める用途は、工場、作業場又は倉庫とする。	第2条 水防法第15条第1項第3号ハに規定する条例で定める用途は、工場、作業場又は倉庫とする。
2 水防法第15条第1項第4号ハに規定する条例で定める規模は、延べ面積が10,000平方メートル以上とする。	2 水防法第15条第1項第3号ハに規定する条例で定める規模は、延べ面積が10,000平方メートル以上とする。

附 則

この条例は、水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）附則第1条本文に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

水防法改正に伴う各都市条例制定等状況表

政令市名	制定年月日	改定予定等	備 考
川崎市	平成26年6月23日	平成27年6月	
札幌市	未定		
仙台市	平成25年12月17日	未定	
さいたま市	未定		
千葉市	未定		
横浜市	平成26年2月5日	平成27年6月	
相模原市	未定		
新潟市	平成27年度中		
静岡市	未定		
浜松市	未定		
名古屋市	平成26年3月24日	平成27年9月	
京都市	平成25年12月24日	未定	
大阪市	未定		
堺市	平成27年度中		
神戸市	未定		
岡山市	平成27年3月16日	未定	
広島市	未定		
北九州市	平成26年6月25日	未定	
福岡市	平成26年2月24日	未定	
熊本市	平成26年6月24日	未定	